

◎特別徴収について

対象となる方は、65歳～74歳だけの世帯の世帯主であり、年額18万円以上の年金受給者です。

偶数月の年6回の特別徴収（年金からの引き落としによる納付）となります。4・6・8月分については、年間の国民健康保険税が確定していないため、仮徴収という形で特別徴収します。

特別徴収対象者チェックリスト

- 世帯主である
- 65～74歳の人のみで構成された世帯である
- 年金の受給額が年額18万円以上である

上記3項目のすべてにチェックが入る方が特別徴収の対象となり、年金から引き落としでの納付になります。

*年金特別徴収の対象となる方でも、口座振替で納めていただくことができます。（申請手続きが必要です）

*年度途中で異動等がある場合は、普通徴収に変更になります。